



市内観光・MICE 関連事業者向け緊急支援助成金 募集開始 ～新型コロナウイルスと戦う皆様を応援します！！～

新型コロナウイルス感染症拡大は、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー（以下「YCVB」）賛助会員を含む市内の観光・MICE 関連事業者の経営環境に大きな影響を及ぼしています。YCVB では、こうした状況において事業継続し、経済状況の回復期を見据えた誘客促進などを実施しようとする市内中小企業の皆様を対象とした助成事業を実施します。

<事業概要>

1 事業名

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市内観光・MICE 関連事業者緊急支援助成金

2 助成対象事業

(1) 現在の危機的状況に対応するために実施する事業

事業実施期間：令和 2 年 4 月 1 日（水）～ 6 月 30 日（火）

<事業例>

デリバリー販売やネット販売等の事業形態の変更、ICT 環境整備、販路開拓、衛生用品の充実 等

(2) 回復期を見据えた誘客促進、受入環境整備のための事業

事業実施期間：令和 2 年 4 月 1 日（水）～ 8 月 31 日（月）

<事業例>

誘客促進のための広報活動（チラシ作成、SNS での PR 等）、イベント実施や割引クーポン等特典設定
キャッシュレス対応、多言語対応等の受入環境整備 等

※上記の期間内に実施と支払が完了された事業であれば、実施済でも申請可能です。

3 申請者

市内に事業所等の事業拠点があり、観光・MICE 関連事業を営む、以下のいずれかに該当する市内中小企業

- ・ YCVB の賛助会員（令和 2 年 4 月 1 日時点）
- ・ 別紙「[事業要綱](#)」別表 2 に定める業種に該当する事業者

4 助成額・助成率

助成対象経費の 2/3 以内（上限 20 万円）

※ただし、国や他の団体から補助金を受けた事業の場合、助成対象経費の総額から国等の補助金額を差し引いた額に 2/3 を乗じた額（20 万円以内）を交付額とします。

5 申請の流れについて

申請は「事前相談 要件等チェックシート」(メール送付)による事前相談の後、順次、郵送により申請書類を提出いただきます。

【申請手順】

- ① 事前相談期間に「事前相談 要件等チェックシート」を下記の専用アドレスにメールでお送りいただき、申請要件及び申請に必要な書類を確認させていただきます。
- ② ①による事前相談後、順次申請が可能となります。申請書類は郵送のみでの受付となります。

事前相談期間：令和2年5月25日(月)～6月12日(金)

申請受付：事前相談終了後～7月7日(火)※必着

専用アドレス：kinkyu josei@ycvb.or.jp

専用受付電話：045-221-2113

(9時00分～17時30分まで ※土日祝日を除く)

<以下ご注意ください>

・「事前相談 要件等チェックシート」の受付は5月25日以降となります。25日より前に送付いただいた場合は受付できませんので、予めご了承ください。

※予算上限に達した場合は期間中においても受付を終了いたします。

6 審査結果の通知

申請受付終了後に交付対象事業の審査を行い、交付・不交付決定通知書を各申請者に送付します。

その他、公募に係る詳細(申請書類等)については、下記をご参照ください。

>>> https://business.yokohamajapan.com/ja/img_data/TOPICS41_1.pdf

お問い合わせ先
公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー
経営企画部担当部長 渡邊裕之 TEL：045-221-2111

*本日は19:00まで在席しております。